

議案第 28 号

つくば市下水道条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 4 年 2 月 14 日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市下水道条例の一部を改正する条例

つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第19条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

引用している法律名が改正されたことに伴い、この条例案を提出するものである。

## つくば市下水道条例（平成元年つくば市条例第31号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第18条（略） （使用料の免除）</p> <p>第19条 管理者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を受けている者の使用料を免除することができる。</p> <p>第20条（以下略）</p>	<p>第1条—第18条（略） （使用料の免除）</p> <p>第19条 管理者は、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u> （平成6年法律第30号）第14条の規定による支援給付を受けている者の使用料を免除することができる。</p> <p>第20条（以下略）</p>